

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正後	改正前
<p>別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表 表 省略 注 1～5 省略 6 生計を一にする世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、市町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。</p> <p>7 B階層、C階層又は市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあつては0円とし、C階層と認定された世帯にあつては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とし、市町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯にあつてはこの表の()内の額(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる者を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育</p>	<p>別表第2(第7条関係) 保育所保育料徴収金基準額表 表 省略 注 1～5 省略 6 同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。)における2人目以後の児童に係る保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。</p> <p>7 B階層又はC階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料(延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。)の額は、この表の規定にかかわらず、B階層と認定された世帯にあつては0円とし、C階層と認定された世帯にあつてはこの表の階層区分ごとの保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額(同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合(幼稚園その他市長が定める施設に入所している場合を含む。))は、注6の規定にかかわらず、2人目の児童については、この表の階層区分ごとの保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる者を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育</p>

<p>手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>8 省略</p>	<p>手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>8 省略</p>
--	--

前橋市立学校の授業料等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>注</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 <u>生計を一にする世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合(保育所、小学校(第1学年から第3学年までに限る。))その他市長の定める施設に入所又は在学している場合を含む。)</u>における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。ただし、第2階層又は第3階層と認定された世帯で、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあつてはこの表の()内の額とし、第3子以後の児童にあつては0円とする。</p> <p>4 <u>第2階層又は第3階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料の額は、この表の規定にかかわらず、第2階層と認定された世帯にあつては0円とし、第3階層と認定された世帯にあつては保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあつては、0円)とする。</u></p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>表 省略</p> <p>注</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 <u>同一世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合(保育所、小学校(第1学年から第3学年までに限る。))その他市長の定める施設に入所又は在学している場合を含む。注4において同じ。)</u>における2人目以後の児童に係る保育料の額は、2人目の児童にあつてはこの表の()内の額とし、3人目以後の児童にあつては0円とする。</p> <p>4 <u>第2階層又は第3階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当するものの保育料の額は、この表の規定にかかわらず、第2階層と認定された世帯にあつては0円とし、第3階層と認定された世帯にあつてはこの表の第3階層の保育料から1,000円を減じた額(同一世帯から2人以上の児童が幼稚園に入園している場合は、注3の規定にかかわらず、2人目の児童については、この表の階層区分ごとの保育料の欄の上段の額から1,000円を減じた額に100分の40を乗じて得た額(その額に100円未満</u></p>

<p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる者を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>5 省略</p>	<p>の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる者を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>5 省略</p>
---	---

<p>の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる者を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>生活保護法による被保護世帯に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯</u></p> <p>5 省略</p>
